

もとす暮らし応援補助金を交付!

本巣市に定住するため、新築・中古住宅を購入、建替された方への補助金。

対象者

- 〇令和2年1月1日以後に、住宅を新築もしくは購入(建売・中古)、建替された方
- 〇当該住宅に初めて固定資産税を賦課され、納税通知書の送付があった方(※注意)
- 〇生活の本拠として居住する意思のある方
- 〇居住地の自治会に加入された方
- 〇市税等を滞納していない方

(※注意)補助金の交付は、初めて固定資産税を賦課された時の1回限りとなります。

補助金額等

初めて固定資産税を賦課され、納税通知書が届いた年度の6月末までに申請して下さい。

限度額	転入加算額	補助率
30万円	1人につき 10万円 のもとまる商品券	固定資産税課
	★令和2年4月1日以降かつ申請年度の2年度前における	税標準額の
	4月1日以降に本巣市に転入した方(※その他要件あり)	5 %以内

- ※転入加算は、住宅の所有者(補助対象者)が令和2年4月1日以後に市に転入した世帯であって、 補助対象者と生計を一にし、対象住宅に同居している場合に限ります。
- ※三世代同居・近居住宅支援補助金、移住定住促進補助金、移住定住補助金(家賃補助は除く。)の 交付を受けている場合は対象外となります。

申請の流れ ※令和2年1月1日~12月31日までの間に対象住宅を取得した場合

R2年1月1日~12月31日 対象住宅を取得

▼
R3年1月1日 固定資産税基準日(令和3年度分)

▼
R3年4月初旬 固定資産税納税通知書の到着

▼
R3年4月~6月 補助金の申請

▼
R3年7月 書類を審査

▼
R3年8月 決定通知と請求書を送付

▼
R3年8月 商品券をお渡し

申請時に必要な書類

- □交付申請書(様式1) □誓約書兼同意書(様式2)
- 口住民票謄本 (続柄の記載されたもの) 口固定資産税の納税通知書の写し
- □市税等の完納証明(滞納がないことを証明できる書類)

もとす暮らし応援補助金 Q&A

【対象世帯】

- Q 住宅を購入しましたが、いつ申請をすればよいですか。
- A 住宅に初めて固定資産税を賦課され、固定資産税の納税通知書が届いた年の6月末までに申請してください。
- Q 市内移動で住宅を購入しましたが、補助金の対象になりますか。
- A 令和2年1月1日以降に住宅を購入した場合、対象になります。
- Q 新築住宅・中古住宅・建替住宅の基準は?
- A 新築住宅は、人の居住の用に供したことのない住宅であって、建築工事完了の日から1年未満の ものをいいます。建替住宅は、現に居住している住宅を取り壊し、新たに建築した住宅をいいます。 それ以外は中古住宅となります。
- Q 補助対象経費は?土地の固定資産税は対象になりますか?
- A 対象住宅の固定資産税課税標準額の5%が補助対象経費となります。 土地は対象となりません。
- Q この制度はいつまでありますか。
- A 令和8年3月31日までに対象者に該当する場合、対象となります。

【転入加算】

- Q 転入加算はいつ時点での人数で加算されますか。
- A 申請日現在、申請者と生計を一にし、同居している者の人数で加算します。
- Q 住宅を建て替えた際に、子ども世帯が転入し同居しましたが、転入加算は対象となりますか?
- A 住宅の所有者が子どもであれば、転入加算は対象となります。 所有者が親であれば、対象となりません。
- Q 新居への転入前、一時的に市内の賃貸住宅に住んでいましたが、転入加算は対象となりますか?
- A 転入日が令和2年4月1日以降、かつ市内への転入日から申請年度の4月1日までの期間が2年 未満であれば、転入加算は対象となります。
 - ※親、子、孫の三世代で同居・近居するため、住宅を取得、改築された方へ

「本巣市三世代同居・近居住宅支援補助金」という別の補助金もありますので、要件等、詳しくは、 福祉敬愛課までお問い合わせください。

その他、下記問い合わせ窓口で随時相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ 本巣市役所 企画財政課 ☎0581-34-5024